

佐賀東部水道企業団工事成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、佐賀東部水道企業団が発注する建設工事（以下「工事」という。）の成績評定（以下「評定」という。）について必要な事項を定めることにより、工事の適正かつ効率的な施工を確保し工事に関する技術水準の向上に資するとともに、受注者の適正な選定及び指導育成を図ることを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象は、原則として1件の契約金額が130万円を超える工事とする。ただし、検査監が認めるものについては、評定を省略することができる。

(評定者)

第3条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 一般監督員 佐賀東部水道企業団契約事務規程（昭和50年管理規程第3号）第22条第2項の規定により工事ごとに命じられて監督の職務に従事する職員
- (2) 主任監督員 一般監督員が所属する係の係長（主査を含む。）以上の職にある者
- (3) 検査員 佐賀東部水道企業団工事検査要綱（令和5年訓令第2号）第3条第1項第1号に規定する専門検査員又は同項第2号に規定する指定検査員

(評定の方法)

第4条 評定は、監督及び検査により確認した事項に基づき、工事ごとに独立して的確かつ公正に行う。

- 2 評定の結果は、工事成績採点表（様式第1号）に記録する。
- 3 評定にあたって考査する項目は、施工体制、施工状況、出来形及び出来ばえ、工事特性、創意工夫、社会性等及び法令遵守等とする。
- 4 各考査項目の評価は、別に定める考査項目別運用表、「施工プロセス」チェックリストを活用して行うものとする。
- 5 創意工夫、工事特性及び社会性等の考査項目について、受注者は実施状況を記載した書面を提出することができるものとし、提出があった場合はこれを考慮し評価する。
- 6 前各項の規定により評定を行ったときは、検査員は、工事の結果について検査監及び技術管理者を通じて企業長に報告しなければならない。

(評定の時期等)

第5条 一般監督員及び主任監督員の評定は、工事が完了したとき、検査員の評定は、成工検査が終了したときに行うものとする。

- 2 成工検査の結果、当該工事に手直し等が生じることになった場合、手直し等を実施した後の再度の評定は行わないものとする。

(評定結果の通知)

第6条 企業長は、検査員から成工検査の結果報告等がなされた後、すみやかに、当該工事の受注者に対して、評定結果を工事成績評定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（評定の修正）

第7条 企業長は、前条の規定による通知をした後において、必要があると認めるときは、当該通知に係る評定を修正するものとし、その結果について、遅滞なく、当該修正した評定に係る工事の受注者に通知するものとする。

（説明請求等）

第8条 前2条の規定による通知を受けた受注者は、当該通知を受けた日から起算して14日以内に、書面により、企業長に対し評定の内容について説明を求めることができる。

2 企業長は、前項の説明を求められたときは、すみやかに、工事成績評定に係る説明書（様式第3号）により回答するものとする。

（再説明請求等）

第9条 前条第2項の規定による回答を受けた受注者は、当該回答を受けた日から起算して14日以内に、書面により、企業長に対して再度の説明を求めることができる。

2 企業長は、前項に規定する再度の説明を求められたときは、佐賀東部水道企業団指名競争入札参加資格審査委員会の審議を経て、工事成績評定に係る説明書により回答するものとする。

（委任）

第10条 この要領に定めのない事項については、検査監が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

様式第3号

佐水企第 号
年 月 日

受注者 様

佐賀東部水道企業団
企業長

工事成績評定に係る説明書（回答）

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで貴社より説明を求められました工事成績評定の内容について、下記のとおり回答します。

記

- 1 契約番号 第〇〇〇号
- 2 工事名 〇〇〇〇工事
- 3 回答内容 別紙のとおり

(問い合わせ先)

〒849-0914 佐賀市兵庫町大字西湊 1960-4
佐賀東部水道企業団 財政課
TEL 0952-30-6151

工事成績評定の結果は、当該工事の現場の施工及び工事に係る管理図書について、検査を実施し、以下に示す1から7の項目ごとに評価し、評定点として算出されます。

評定結果の内訳

1. 施工体制

I 施工体制一般

- 評価に値しなかった評価対象項目

客観的な根拠を示し、内容を簡潔に記載すること。

(例)

- 「社内検査が計画的に行われている。」

社内検査報告書に「書類を早急に仕上げるように」と記載されていました。完成図書には複数の書類の添付漏れ等があり、社内検査が計画的かつ適切に行われていれば、防ぐことができたと考えられます。

II 配置技術者

2. 施工状況

I 施工管理

II 工程管理

III 安全対策

IV 対外関係

3. 出来形及び出来ばえ

I 出来形

II 品質

III 出来ばえ

4. 工事特性（施工条件等への対応）

5. 創意工夫

6. 社会性（地域への貢献等）

7. 法令遵守等